

第72回中小企業団体全国大会 決議要望

令和2年 6月

福島県中小企業団体中央会

特別要望

福島県においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故という。）から9年6か月を経過したが、今もなお、数多くの県民が避難生活を続けており、旧避難指示区域への住民帰還は順調に進んでいない。

観光、食品や農林水産物等に対する根強い風評、時間の経過とともに加速する風化、復興の進捗の遅い等による様々な問題の発生等、復興に向けた課題が山積しており、その影響は依然として強く、深刻化している。

加えて、昨年10月には台風19号及びその後の豪雨災害により県内全域で甚大な被害が発生し、店舗や工場等の施設・設備の水没等、東日本大震災からの復興半ばにして、二重の災害を被った。

さらに、追い打ちをかけるように今般の新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞により、県内中小企業・小規模事業者の経営は危機的状況に陥っている。

このように二重三重の被害を受けた県内中小企業・小規模事業者の現状に対応すべく、事態の改善と即効性のある支援策を講じるよう、次の事項について要望する。

1. 東日本大震災及び原発事故からの着実な復興支援

（1）原子力災害の克服（継続・修正）

原発事故は今なお収束せず、それに伴う営業損害、風評も根強く残る等様々な被害が継続している状況に大きな変化はなく、加えて時間の経過とともに震災に対する国民の関心が低下し、風化が加速度的に進んでいる。今後とも被災中小企業が事業を再建し自立していけるよう対応していく必要がある。

そのため、今後とも引き続き原子力災害の克服へ向けて、次の事項について実施し、また、東京電力に対し強く働きかけを行うよう要望する。

- ① 原発事故の早期克服及び廃炉作業の着実な進展
- ② 迅速かつ正確な情報開示
- ③ 中間貯蔵施設の整備加速化及び輸送・搬入作業の安全確保の徹底
- ④ 原発事故による汚染水処理の適正かつ早急な対応
- ⑤ 森林や農業用水向けダム、ため池等の除染の加速化や、放射線の高い場所の追加除染等、地域再生のための除染対策の徹底

※（2）風化防止と風評被害の払拭に向けた県産品の販路開拓支援（継続・修正）

未だあらゆる方面に根強く風評が残り、福島県産農林水産物の市場価格や教育旅行の宿泊者数は、震災前の水準に戻っていない。

本県の復興を着実に進め、さらに加速させるためには、あらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭と、進行する風化の防止に取り組むことが急務である。特に風評被害は観光産業、食品産業、農林水産業において大きな影響を与えるため、これらの産業が連携して県産品の販路拡大、食の魅力発信と観光地への誘客を融合した新たな取組みを行うことが効果的であると思われる。

については、風評払拭に向けて、次の事項を要望する。

- ① 放射能に関する正しい知識の普及と県産品や観光地の安全性に関する情報にとどまらず、品質の高さや魅力に関する情報発信を強化すること。
- ② 県産品の販路拡大を促進するため、国内外への販路開拓に対する支援策を拡充すること。
- ③ 県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取組みを強化すること。
- ④ 観光産業、食品産業、農林水産業が連携した共通プロモーション等を実施すること。
- ⑤ 事故原発について、福島県に対する誤解や偏見を生じさせることのない新たな名称を付すること。もしくは、マスコミ等に対し正式名称の「東京電力福島第一原子力発電所」を使用することを指導徹底すること。

(3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の継続（継続・修正）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金については、将来、事業者が避難指示区域等の解除により帰還して事業再開する際に利活用できるよう、本補助金の継続及び設備の入替条件の緩和等、事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用を図ること。

(4) 復旧・復興に向けた公共工事の地域中小企業への優先発注と官公需適格組合の積極的な活用（継続・修正）

復旧・復興工事においては、公共土木施設の災害復旧工事や復興再生道路の整備等、着実に進捗しているものの、これらの工事を加速化させることで、被災地域の復興が一層進むものと思われる。

公共事業の発注に当たっては、地元企業が施工できるものについては地域中小企業への優先的な発注に努めるとともに、その際発注に係わる事務の軽減や効率化の観点からも中小企業組合等への発注について配慮すること。

また、国等は、被災地における事業再開・雇用創出が円滑に進むよう、地域に精通している官公需適格組合を積極的に活用するとともに、中小企業の受注機会の増大のために地方公共団体等に対して積極的に制度を周知すること。

(5) 被災中小企業の自立支援策の拡充・住民の帰還促進（継続）

原発事故による被災12市町村においては、「福島相双復興推進機構」が域内商工業者及び農林漁業者の経営課題の解決や事業再開に向け企業誘致や創業支援に取り組んでいるが、地元で事業を再開済み又は地元で継続中の事業者は30%、将来地元で事業を再開したい人も含めても45%に留まっているため、現場のニーズを踏まえた支援策の拡充が必要である。

また、被災12市町村はもちろんのこと、その他の県内市町村においても、被災中小企業の事業再建等の自立に向けた支援が引き続き必要である。

については、被災中小企業の自立支援策の拡充及び住民の帰還促進を図るため次の事項を要望する。

- ① 被災中小企業が事業再建・創生に向けて行う販売チャネルの開拓、新商品開発、設備投資等に対する支援策を拡充強化すること。
- ② 被災12市町村の住民帰還率は低く、生活関連事業者等が厳しい経営環境に置かれているため、更なる住民の帰還促進を図ること。

(6) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施（継続・修正）

東京電力は平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしている。

しかし、一括損害賠償後の請求に対する支払は、申請件数900件以上のうち認められたものが極めて少なく、確認にも長期間を要している状況にある。

原発事故から10年が経過すれば損害賠償請求権が時効となることから、損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力に対して次のとおり強い指導を行うよう要望する。

- ① 同様の被害を受けている事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の種類、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知させるとともに、個別訪問等により被害事業者に分かりやすく丁寧に説明させること。
- ② 相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用する等手続きの簡素化に取り組むとともに、記載例の作成、様式を記載しやすくすることにより、被害事業者の負担を軽減させること。
- ③ 損害賠償請求権の時効を控え、手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対し、損害賠償制度の更なる周知をきめ細やかに行わせること。

2. 令和元年台風19号等の被害からの復旧・復興の更なる推進・加速化（新規）

令和元年10月に発生した台風19号及びその後の豪雨により、福島県内では多くの河川が氾濫し、床上浸水や土砂崩れ等により甚大な被害を受けた。中小企業・小規模事業者は、資金力や設備・人材等の経営資源が脆弱で、多数の事業所が事業存続の危機に陥っている。

については、地域経済を支え、地域コミュニティの維持に不可欠な中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行えるよう、次の事項を要望する。

- ① 台風19号被害からの復旧対策として、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が行われているが、その運用において「復旧」の基準を厳格に適用するあまり、支援を求める多くの事業者が必要な補助対象経費を否認されている。同一敷地内での小規模移転や時間経過に伴う設備の機能向上等、一般的に復旧の範囲内と捉えられる案件については柔軟に対応するとともに、被災施設及び設備について書面で確認できない場合に実地確認を行う等、被災者の立場に立った運用を行うこと。
- ② 復興対策に十分かつ柔軟な財政及び税制措置を講じるとともに、復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応し、復興後の経済発展を見据え必要な予算を継続して措置すること。また、小規模事業者、小企業組合及び商店街等への支

援策の充実強化を図ること。

- ③ 被災事業者に対する資金繰り支援や災害融資制度の拡充強化を図るとともに、東日本大震災との二重被災を受けた事業者への支援強化を図ること。
- ④ 浸水被害区域では、今後更なる水害の発生も考えられるため、県や基礎自治体と連携した治水対策を十分に進めること。また、事業所における土地のかさ上げや浸水対策等について、更なる支援措置を講じること。

3. 新型コロナウイルス感染拡大の早期収束と大胆な経済対策の実施

(1) 感染症対策の充実・強化（新規）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域の経済活動は停滞し、幅広い業種において事業者の経営が危機的状況に陥っている。

については、感染拡大防止・早期収束に向けて、次の事項を要望する。

- ① 感染の早期収束に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイルス薬、ワクチンの早期開発に取り組み、速やかに供給体制を確立すること。
- ② 医療、介護福祉関連業、観光業、サービス業等へのマスクや消毒液等感染予防資材の供給を強化するとともに、感染拡大防止のために事業者等が取り組む衛生物品の確保について、地方創生臨時交付金の拡充も含め、必要な支援を行うこと。
- ③ 検査の拡充を図るとともに、専門的・科学的根拠に基づいた適時・的確な情報発信を徹底し、国民の過度な不安や自粛による経済活動の停滞を防止すること。

(2) 中小企業の業績回復までの資金繰りを支える財政支援・金融支援策の充実・強化（新規）

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、再建の途上にあった本県の経済に深刻な影響を与えている。とりわけ、業績悪化から資金繰りに支障が出ている中小企業・小規模事業者が急増しており、業績回復の見通しが立たない中、その対策が急務となっている。

については、各種支援策が遅滞なく広く行き渡る一層の体制整備を図るとともに、更なる強化拡充を講じるよう、次の事項を要望する。

- ① 売上が大幅に減少し、業績回復までに長期間を要する中小企業・小規模事業者を対象として、雇用の維持や事業活動の継続のために必要となる「給付金」制度を創設すること。
- ② 雇用調整助成金については、安定的な雇用が維持できるよう要件や手続きの更なる緩和を行い、制度の拡充を図ること。
- ③ 多重債務を抱える被災中小企業・小規模事業者が新たな借入れを行う場合、元金の返済猶予を行う等、負担軽減措置を講じること。
- ④ 緊急貸付等の利用を希望する中小企業・小規模事業者は、申し込みまでに時間がかかる等、融資実行までの資金繰りに大きな不安を抱えている。については、相談機能を強化するとともに、融資手続きの簡素化及び融資実行の迅速化を図ること。

- ⑤ 新型コロナウイルス対策に係る事業者の対応は、資金繰り確保から取引先との交渉、労務管理、今後の経営戦略企画等、その業務量が膨大であることから、各種補助金・助成金等については、申請書類の大幅な簡素化及び手続きの迅速化を図ること。また、助成金等の申請にあたっては、専門家派遣による申請支援等、手続きに不慣れな中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充強化を図ること。

(3) 収束後を見据えた需要回復・地域活性化対策の実施（新規）

感染拡大に一定の収束が見通せた段階において、急激に落ち込んだ需要を回復させるべく、積極的に消費喚起を図るとともに、サプライチェーンの再構築等供給力を強化し、経済のV字回復を実現する大胆な経済対策を打ち出す必要がある。ついでには、域内消費の喚起を中心に、中小企業・小規模事業者が失った顧客や取引機会を取り戻し、早期の売上回復を実現するため次の事項を要望する。

- ① 「ふっこう割」や宿泊クーポン・旅行券の発行、高速道路の無料化（事業用車両を除く）、交通機関（新幹線、フェリー、長距離バス等）の割引等の実施により、国内旅行の需要を喚起し、誘客促進を図ること。また、停滞した県内中小観光産業の活性化のため、旅館ホテル、農業者、飲食店、交通、行政等の連携による観光地域づくりの実現や情報発信・プロモーションの実施、県内産食材を活用したメニューや土産品開発への支援等、地域における消費が十分に促進され、県内での周遊促進が図られるような支援策を講じること。
- ② 商店街等が地域の消費や賑わいを創出するために実施するイベントや、中小企業・小規模事業者に配慮したプレミアム付き商品券の発行等への財政支援を行うこと。
- ③ 製造業や建設業においては、輸入部品等の供給減少や供給停止による操業の一時停止、工事の遅滞等の影響が生じている。こうした状況を回避するためにも、サプライチェーンの国内回帰に取り組む事業者に対する支援策の拡充を図ること。

I 総 合

1. 事業承継に向けた支援（継続・修正）

中小企業・小規模事業者の有する優れた経営資源を次世代につなぐことが急務となっているが、後継者確保が困難なことから事業承継を行えず廃業を余儀なくされる事業者が増加している。そのため、親族内承継の割合が減少し、従業員や社外の第三者といった親族外承継が増加している状況にある。

事業引継ぎに当たっては、計画策定時から専門家等を活用できる等相談体制の強化、企業の合併買収等の情報提供等が必要であり、特に小規模事業者に対する支援が求められる。

については、中小企業・小規模事業者が今後も事業を継続・発展させていくために、専門家派遣による無料相談回数の増加や事業承継計画の策定支援等、円滑な事業承継を推進するための事業承継支援策の拡充強化及び事業引継支援センターの機能強化を要望する。

2. 商店街振興組合法の改正（継続）

商店街振興組合は、地域の担い手として地域活性化に大きな期待が寄せられている。しかし、商店街振興組合法の成立当時と現在では商業環境が変化しており、各地方においては商店街の構成員事業所が著しく入れ替わっていることから、商店街の変化に即するよう組合の地区及び組合員構成比に係る存続要件を撤廃すること。

3. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充

※（1）中小企業連携組織対策の拡充・強化（継続・修正）

新たに特定地域づくり事業協同組合が制度化される等、中小企業・小規模事業者の組織化に対するニーズは以前にも増して強まっている。

そのため、中小企業連携組織対策の拡充強化を図り、中央会が中小企業組合のニーズに十分に対応できるよう、支援体制の充実に向け必要な措置を講じること。

（2）中小企業施策の強力な推進（継続・修正）

我が国経済の活性化にとって、地方の中小企業経営の安定と発展が不可欠である。そのため国は、雇用環境の変化や不透明な経済情勢に対応できるよう、中小企業者の経営の安定と発展に向けた切れ目のない経済対策を講じること。

4. 海外展開支援の強化（継続・修正）

中小企業・小規模事業者の海外展開には大きな費用負担や事前準備等を要し、成果をあげるためには継続的な取組みも必要であるため、支援体制の整備と支援策の拡充強化を図ること。

5. 中小企業組合への優先発注及び官公需対策の推進（継続）

中小企業組合は、東日本大震災後の緊急時に、ライフライン等の復旧、各種救済対策の実施において大きな役割を果たした。これは、中小企業組合が地域の実情に精

通していることと、組織力を活かし迅速な対応を行ったことによるものである。

さらに、中小企業組合は、災害時のみならず、雇用の確保をはじめとした地域経済の発展やコミュニティの活性化等、地域創生に果たす役割が大きいことから、中小企業組合及びその構成員である中小企業・小規模事業者の振興を図るため、次の事項を要望する。

- ① 地元中小企業組合への優先発注及び官公需適格組合の受注機会の増大
- ② インフラの整備や道路・河川の維持管理業務等の地元中小企業組合への優先発注及び請負契約における複数年契約の導入拡大
- ③ 復旧・復興に向けた公共工事の地域中小企業への優先発注
- ④ 組合随意契約・少額随意契約の積極的活用
- ⑤ 物品、役務の請負契約における最低制限価格制度の導入
- ⑥ 著作権等の知的財産権が含まれる発注については、その財産的価値に留意した契約の実施

Ⅱ 金 融

1. 中小企業金融対策の拡充

※（１）中小企業・小規模事業者の多様なニーズにあった各種金融支援策の継続・拡充（継続・修正）

国は中小企業・小規模事業者が積極的に投資を行い、成長戦略を具現化できるような措置に併せ、業績の回復が遅れている中小企業・小規模事業者に対しては、資金繰りに支障をきたさないために万全な措置を講じる必要がある。

ついては、事業を円滑に実施するための運転資金や生産性向上のための設備投資資金、新たな活力を生み出す創業資金、事業承継資金に対する金融支援に引き続き万全の措置を講じること。

（２）信用組合の地域金融機能の堅持・支援の強化（継続・修正）

信用組合は、地域の中小企業・小規模事業者を支え、その発展に大きな役割を担い、中小企業の経営力強化、育成、再生に大きく寄与している。

一方、昨年には、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられる等、地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

ついては、地域中小企業の経営改善、事業承継、事業再生、創業等、引き続き時代の要請に応える地域中小金融機関である信用組合がその機能を一層発揮できるよう、業務の適正化と安全性の確保を可能とするシステム構築等に対する支援を強化すること。また、ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に混乱を来たさぬよう、十分な配慮と必要な措置を講じること。

（３）中小企業向け金融機能の維持（継続）

公的金融機関である商工組合中央金庫や日本政策金融公庫が、中小企業に係わる金融の円滑化のため、民間金融機関の補完的役割を的確に発揮できるよう、必要な措置を講じること。

（４）中小企業高度化融資制度の見直し（継続）

中小企業高度化融資制度について、貸付要件、条件変更及び貸付手続きの見直し並びに連帯保証の弾力的運用を図ること。また、個人保証についてはガイドラインに基づき、弾力的に運用すること。

（５）経営者保証に関するガイドラインの遵守（継続）

経営者の個人保証に過度に依存しない融資を一層推進するよう、引き続き各金融機関、信用保証協会に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。

(6) 融資と補助金を組み合わせたハイブリッド型支援制度の創設（新規）

中小企業・小規模事業者向けの設備投資や経営を支える様々な補助制度が創設されているが、その多くが精算払いであることから、事業を実施するためにつき資金の借入を行うことが多く、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫している。

については、公的支援における円滑な資金供給を実現するため、事業の採択当初に決定額を特別低利融資により実行し、その後一定の要件を達成した際に補助金を交付し返済に充てる等のハイブリッド型支援制度を設けること。

Ⅲ 税 制

1. 税収の安定的確保に向けた税制の構築（新規）

少子・高齢化社会の進展に伴い、社会保障関連費の大幅な増加が見込まれる中、東日本大震災以降、地震や台風等の自然災害が頻発し、災害の復旧・復興に要する予算の確保は喫緊の課題となっている。さらには、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、税収の大幅な落ち込みが懸念される中、その対策や経済支援に膨大な予算を要する事態となっている。

については、税収の安定的な確保を図り、中小企業・小規模事業者が税負担に見合った行政サービスの受益を実感できる税制の検討・構築をすること。

2. 中小企業の経営基盤を強化する税制の見直し

（1）法人税等の見直し（継続・修正）

- ① 法人税については、国際水準からみると依然として高い水準となっているため、中小企業が活力を取り戻せるよう法人税軽減税率を引き下げるとともに適用年間所得を引き上げること。
- ② 外形標準課税の中小企業への適用拡大は断じて行わないこと。
- ③ 中小企業の投資拡大や生産性の向上を促進するため、事業継続力強化設備投資促進税制及び中小企業経営強化税制の更なる拡充、経営強化法による固定資産税の減免措置の復活並びに中小企業投資促進税制及び少額減価償却資産の特例の本則化・恒久化を図ること。
- ④ 電子化の有無で課税に不公平感が生じている印紙税については、経済取引のペーパーレス化が進展している昨今では合理性や公平性を欠くことから、早急に廃止する措置を講じること。
- ⑤ 創業期は組織の財政基盤等が脆弱な場合が多く、税制面等の環境整備が必要である。これについては、産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置が図られ、令和2年度税制改正によりエンジェル税制の拡充措置が追加されているが、登録免許税及び創業期の一定期間における法人税の減免等、税制面での更なる特例措置を講じること。
- ⑥ 法人税法上、中小法人は資本金1億円以下の法人と定義されているが、資本金基準の見直しや課税の公平性を懸念する意見もあることから、中小企業の定義を中小企業に関する施策について基本理念等を定めた中小企業基本法と整合性のとれた基準とすること。

（2）組合関係税制の拡充（継続・修正）

- ① 中小企業組合等の法人税率については、税率を引き下げること。また、協業組合と企業組合においては、年800万円超の所得においても協同組合と同様の率に引き下げること。
- ② 団地組合が組合員の移転、廃業等により、団地内不動産を一時取得する場合、登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を講じること。

※ 3. 消費税対策の継続・強化

(1) 中小企業・小規模事業者に配慮した内需喚起対策の実施（継続・修正）

「キャッシュレス・ポイント還元事業」終了後も需要平準化対策を継続すること。また、実施にあたってはキャッシュレス決済に対応していない事業者に十分配慮した内容とすること。

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス方式）導入の見直し（継続・修正）

インボイス方式は、事業者の事務コストを増やすだけでなく、免税事業者からの仕入税額を控除できないことで免税事業者が取引から排除される懸念があるため、導入については十分な時間をかけて検証し、中小企業・小規模事業者に過度な事務負担を強いることがないように、廃止を含め慎重な対応を行うこと。

(3) 消費税率の上乗せ課税の早期解消（継続・修正）

個別消費税（ガソリン税、酒税、たばこ税）に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。

4. 事業承継税制の更なる拡充（継続・修正）

中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じた地域経済の活力の維持や雇用確保、技術や技能の伝承等に資するものであり重要な課題である。

については、事業承継の円滑化を図るため、取引相場のない株式評価方法（平成29年度税制改正で中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直された。）の抜本的な見直しや都道府県知事への認定申請手続き等の簡素化、後継者不足に悩む経営者が第三者に事業承継する際の税優遇策等を講じること。

5. 被災中小企業における各種税負担の特例措置（継続・修正）

東日本大震災及び原発事故並びに令和元年台風19号等の被害により、被災中小企業等は企業倒産をはじめ企業存続の危機に直面していることから、法人税、区市町村税、固定資産税等の税負担について減免すること。

6. 軽油取引税の課税免除措置の継続又は恒久化（新規）

軽油引取税の課税免除措置については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、平成30年度税制改正において、令和2年度末まで3年間延長されているところである。

この措置が廃止されると、中小企業・小規模事業者のコスト負担が大きくなることから、課税免除措置の継続又は恒久化を講じること。

IV 商業・サービス業

1. 地域商店街及び中小小売・サービス業のための支援拡充

※(1) 地域コミュニティを支える商店街の機能強化に対する支援の拡充(継続・修正)

商店街は、地域毎に様々な特性がありコミュニティの担い手である。安全・安心、福祉、子育て、高齢者の相談相手、文化の創造、歴史の伝承等公共的な役割も兼ね備えており、地域住民にとって不可欠な存在である。しかしながら、郊外型量販店の進出やネット販売等の環境変化により来街者が減少し、それに伴い共同事業の停滞や賦課金の減少等、商店街組織の財政基盤は脆弱なものとなっており、活性化のための事業実施が困難な状況にある。

については、ソフト事業及びリノベーション等を含めたハード事業に対する多様なニーズに応えるため、活用しやすい補助金の充実強化を図ること。

また、制度運用に当たっては、商店街振興組合法に基づく認可法人である商店街振興組合に対し、補助率を高める等インセンティブを設けること。

(2) 買物弱者対策への支援強化(継続)

人口減少、人口移動による買物弱者への早急な対応策が必要となっている。地域のコミュニティ維持のため、買物弱者対策に取り組む中小小売・サービス業への補助金の充実強化を図ること。

(3) キャッシュレス決済導入支援の継続(新規)

政府は、キャッシュレス決済の導入促進のため、「キャッシュレス・ポイント還元事業」を実施しているが、還元制度が終わる6月末以降についても中小企業の資金繰りに影響を与えないよう決済手数料の負担軽減について特段の措置を講じること。

2. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

(1) 商店街に配慮した大型店出店の規制継続(継続)

高齢者等の買物弱者を含めた地域住民の生活の利便性を確保するため、商店街の機能を維持する必要がある。そのため、過度な競争を誘発する「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。

(2) 空き店舗対策への支援拡充(継続)

商店街組合が自ら空き店舗の管理・運営を試験的に行い市場の反応を検証する場合には、その経費について財政的支援を行うこと。

(3) 中心市街地活性化のための支援制度の創設(継続)

中心市街地において老朽化している共有物件、共同ビルのリニューアル等により活性化を進めるため、複数の所有者の意見調整・取りまとめを行う公的機関等の設置を支援する制度を創設すること。

3. 中小流通業への支援策強化（継続）

中小運輸業は輸送コストの上昇、人手不足等、極めて厳しい経営環境下にあることから、燃料に関する税制の見直しを含む、末端価格の低減対策を実施すること。

また、運転手の待遇改善を行いながら輸送の安全を確保するため、荷待ちや積込み、附帯業務等のコストが取引価格に適正に反映されるよう、荷主への指導を強化する等の措置を講じること。

さらに、高速道路のETC「大口・多頻度割引」については、ETC2.0以外のETCについても負担軽減措置を講じるとともに、ETC2.0搭載車の大口・多頻度割引を継続すること。

4. 公共交通事業者としてのタクシー業界等に対する支援（継続・修正）

タクシー業界では、新型コロナウイルス感染症の流行にあたり、緊急事態宣言期間中も営業を継続したほか、住民の生活支援のための買物代行サービスや料理の配達サービスに取り組んでいる。また、従来から高齢者、障がい者等手助けが必要な方々の外出支援に向けてUDタクシーの導入、事業者負担による身体障がい者割引、免許返納割引を行う等、公共交通事業者としての役割を果たすべく企業努力を続けている。しかし、運賃改定もできない厳しい経営環境の中で、企業や業界独自の取組みには困難が伴うことから、次の事項について要望する。

- ① 緊急事態宣言期間中の需要減にもかかわらず営業を継続した事業者に対する補償の実施
- ② 感染症の拡大防止のため業界が行う取組みに対する支援の強化
- ③ 車両導入補助制度の手続きの簡素化及び支援施策の強化

5. 自動車整備業への支援策強化（新規）

改正道路運送車両法の施行に伴い特定整備制度が導入され、新たな認証基準が設けられたが、事業者が特定整備における電子制御装置整備に対応していくためには、設備、作業機械及び人材の確保、育成に大きな費用負担が生じる。自動運転等の先端技術は、今後さらに発展することが予想されるため、次の事項について要望する。

- ① 中小企業・小規模事業者が電子化・高度化された自動車の整備に対応するための支援策の創設
- ② 汎用スキャンツールの開発促進

※ 1. 財政基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者に十分配慮した働き方改革の推進（継続・修正）

平成31年4月1日より「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が一部施行され、5日間の有給休暇義務化をはじめ、時間外労働の上限規制の適用、同一労働同一賃金の導入及び割増賃金率の見直しに順次対応していかなければならないことから、次の事項を要望する。

- ① 中小企業・小規模事業者十分に理解されるよう、きめ細やかな周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者の経営実態に十分に配慮し、人手不足の緩和、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- ② 自動車運転業務や建設業については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制が適用されることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた支援を行うこと。
- ③ 発注者側での働き方改革推進により、受注者である中小企業の長時間労働の助長や取引条件の悪化が引き起こされないよう、発注者側に対する適切な納期や適正な取引価格の設定についての指導・監督を強化すること。

2. 中小企業・小規模事業者の人材確保・定着支援の強化

（1）人手不足業界に対する積極的な人材確保支援策の拡充・強化（継続・修正）

地方では人口減少が加速しており、中小企業・小規模事業者では、特定の業種にとどまらず幅広い業種で人手不足が常態化している。高い技術・優れたサービスを有しながらも、優秀な人材の確保が困難となっている。このため、人手不足業界に対する積極的な人材確保支援策を拡充強化すること。

（2）若年者の人材確保・定着支援の強化（継続）

若年者及びその保護者等が中小企業・小規模事業者に対する理解を深めるため、その魅力発信に積極的に取り組むとともに、若年者のUIJターンを促進するため、支援策を拡充・強化すること。

（3）学校と地元中小企業が連携したキャリア教育・職業教育支援の強化（継続）

学生の地元定着率向上のため、学校教育の課程においてキャリア教育・職業教育を体系的に実施すること。また、教育機関と中小企業・小規模事業者又は中小企業組合が連携・協力して実施するキャリア教育、インターンシップ等の事業活動に対する支援を強化すること。

（4）中小企業における女性・高齢者活躍推進を支援する施策の充実（継続・修正）

今後、更なる少子高齢化に伴い労働者の人材不足の加速化が予想され、労働力不足を解消するため、女性・高齢者の活躍推進が不可欠である。このため、高い能力や技術を持ちながら、育児・介護等で離職した女性及び高齢の求職者と中小企業とのマッチング支援を強化すること。

3. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定（継続）

最低賃金については、地域最低賃金審議会の自主性を尊重し、地域の中小企業の経営状況、雇用実態、支払能力等に配慮し、全国一元化はもとより中小企業の経営実態を無視した大幅な引上げは行わないこと。

また、特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止すること。

4. 外国人技能実習制度及び新たな在留資格「特定技能」の推進

（1）外国人技能実習生の受入れに係る申請書類の簡素化（継続）

外国人技能実習機構は、外国人技能実習生の受入れが円滑に行われるよう、監理団体や実習実施者が提出する申請書類の簡素化を図ること。

（2）技能実習2号移行対象職種の拡大（継続・修正）

外国人技能実習2号移行対象職種については、現在82職種146作業と限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業の追加拡大を図ること。

（3）特定技能における業種の拡大（継続）

入国管理法の改正に伴い外国人の在留資格として特定技能が創設された。現在は14の業種での就業が認められているが、人手不足の業種は他にもあることから、業種及び受入れ人数の拡大を図ること。

（4）監理団体及び実習実施者への指導・監督の徹底（継続）

外国人技能実習制度の適正な運営を確保するため、法的権限のある行政庁と外国人技能実習機構が、監理団体及び実習実施者に対する指導・監督を徹底すること。

5. 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し（継続）

雇用保険二事業（雇用安定事業・能力開発事業：事業主が保険料を全額負担）については、引き続き、関係行政コストの削減をはじめ、給付内容あるいは事業全体の大幅な改革を推進し、また、事業費の一部を国庫負担とすることで、中小企業の経済的負担を軽減すること。

6. 社会保障制度の見直し

（1）社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮（継続）

社会保障制度については、将来的に安定した制度の確立に取り組み、また社会保障制度改革に当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、事業主の負担増とならないよう十分に配慮すること。

(2) 協会けんぽの財政安定のための支援（継続）

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の安定的な財政運営及び中小企業への健康保険料負担増につながらないように、国庫補助率の現行16.4%を健康保険法で定められている国庫補助率の上限20%への引上げ措置を要望する。

1. 日本を支える製造業の生産性向上及び競争力強化**※（１）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の拡充（継続・修正）**

ものづくり補助金は、令和元年度補正予算により、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応する中小企業生産性革命推進事業が予算化され、通年公募、申請手続きの簡素化、過年度採択事業者の減点等の措置が講じられている。同補助金は、中小企業・小規模事業者の業績回復、発展に大きな役割を果たしていることから、次の事項を要望する。

- ① 補助対象経費に生産性向上を図るための工場レイアウトの変更工事費等を追加する等、制度の一部見直しを行うこと。
- ② 現在の審査体制及び審査基準では都道府県ごとの採択率に大きな開きがあり、地域特性を評価する段階がないため、地域の特性及び実情を評価する地域採択審査委員会の再設置や採択率の平準化を図ること。また、交付申請時に不適切な行為があった場合の厳格な対応を早急に行うこと。
- ③ 給与支給総額及び事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合における補助金の一部返還手続きについて、補助事業者への対応に差が出ることがないよう統一基準を明示すること。

（２）中小企業・小規模事業者向け HACCP（ハサップ）の導入に対する支援（継続・修正）

中小企業・小規模事業者向け HACCP の導入に対する支援として、中堅の中小企業向けの「HACCPに基づく衛生管理」については導入時の審査費用等に対する補助制度を創設すること。また、小規模事業者向けの「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」については引き続き制度の普及啓蒙を十分に図ること。

（３）食品表示制度見直しに当たっての中小企業・小規模事業者への配慮（継続・修正）

食品表示制度については、平成27年4月に施行された新食品表示法による改正以降、製造所固有記号制度の見直し、加工食品の原料原産地表示新制度の施行、遺伝子組換え表示制度及び食品添加物表示制度の見直し検討と、毎年大幅な見直しが行われている。

毎年の見直しは、中小企業・小規模事業者にとって、包材の切り替えや根拠資料の把握整理等、人件費を含めた実施に係るコスト増に加え、度重なる変更と複雑化する表示制度への対応に苦慮する状態を招いている。

については、今後の食品表示制度の見直しに当たっては、表示に関する消費者のニーズに加え、十分な期間をとって一括した変更を行う等、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に配慮した慎重かつ計画的な検討を要望する。

2. 中小企業組合向け省エネルギー補助金の創設（継続・修正）

エネルギーコストが中小企業経営を圧迫しており、地域経済・雇用維持のためにも早急な中小企業者支援が必要であるが、現在ある中小企業向け省エネ設備補助金は、専門性が高いことや手続きが煩雑であることにより中小企業には使い勝手が悪い。

地域や業界に省エネルギーの取組みを普及させるためには、地域や業界を網羅する中小企業組合の活用が効果的である。そのために中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度の創設を要望する。

3. 下請取引等の適正化に係る指導・監督の強化（継続）

国は、親事業者の優越的地位の濫用を防止し、下請取引等の適正化を推進するため、①親事業者が下請事業者に対し、一方的な発注打ち切りやコスト削減要求等を行わないこと、②原材料やエネルギー価格の高騰、人件費等の上昇及び技術・技能の維持・伝承に必要なコストを取引価格に適正に転嫁することについて指導・監督を強化すること。

また、下請代金支払遅延等防止法等の違反業者に対しては、迅速かつ厳正に対処すること。